

令和8年度 事業計画書

自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日



一般財団法人 大田区環境公社

目 次

I	令和8年度事業計画方針	P. 1
II	一般財団法人大田区環境公社の定款（抜粋）	P. 2
III	経営方針	P. 2
IV	事業一覧	
	（1）可燃ごみ収集業務（定款第4条第1項事業）	P. 4
	（2）粗大ごみ申込受付業務（定款第4条第1・2項事業）	P. 6
	（3）粗大ごみ受入れ業務（定款第4条第1項事業）	P. 7
	（4）粗大ごみの分別・積替え業務（定款第4条第2項事業）	P. 8
	（5）食品ロス削減に関する普及啓発等業務（定款第4条第3項事業）	P. 10
	（6）田園調布本部における窓口等業務（定款第4条第4項事業）	P. 12
	（7）職員の健康の維持・増進に関する取り組み（定款第4条第4項事業）	P. 13
V	経費内訳	P. 14

I 令和8年度事業計画方針

一般財団法人大田区環境公社は、平成29年1月の設立以来、区とともに大田区民の健康で文化的な生活を確保するために、環境と清掃に関する事業に取り組んでまいりました。

平成29年4月に受託を開始した「可燃ごみ収集事業」では、令和5年度に区の可燃ごみの約4割を収集するまでに至りましたが、令和8年度は新たに大森地区で可燃ごみ収集車3台分、令和9年度はさらに5台分のエリア拡大が計画されており、今後は区の約5割を受託する予定となっています。そのため、これまで以上に公社の組織強化に取り組むとともに、区との連携を強化しながら受託エリアの可燃ごみ収集事業の更なる充実に努めてまいります。また、「粗大ごみ関連事業」では従来の粗大ごみ自己持込受け入れ業務及び中継業務に加えて、令和5年度に大田区全体の「粗大ごみ申告受付業務」を受託し、粗大ごみ受付収集システムを導入した受付センターを設置した上で、区民からの電話相談等にも対応しております。現在はこのシステムの情報を、受付センター、各清掃事務所、現場の収集車がタブレット端末等を活用し共有することで、粗大ごみの受入れ、申告受付業務を円滑に遂行しております。

これらの取り組みについて、田園調布の本部と京浜島の環境資源センターの2事業所で、定款第4条に定める4項目全ての事業を着実に展開しております。

一方で、区においては、令和7年3月に大田区環境アクションプラン（令和6年度まで）の後継計画となる「第2次大田区環境基本計画（令和7年度から）」を策定されました。区の計画と整合性を図るために公社でも、令和7年3月に今後の事業運営の羅針盤となる「中期経営計画」を策定しました。令和8年度は、この計画の取り組みをさらに推進し、区のベストパートナーとしての役割を果たしてまいります。

その第一歩として取り組んでいる食品ロス削減を切り口とした環境啓発事業では、小中学生向け出前事業や区民を対象にした啓発事業等を展開し、SDGs 未来都市に向けた食品ロス削減に係る普及啓発業務を実施してまいります。

公社は、区の外郭団体として、区とともに、持続可能な環境先進都市おおたの実現に向け、積極的に計画事業を推進してまいります。

一般財団法人大田区環境公社
理事長 安藤 充

II 定款（目的及び事業部分抜粋）

（目的）

第3条 この法人は、私たちの生活環境における地球温暖化と自然災害、多岐にわたる深刻なごみ問題、生き物の絶滅危機などの社会問題に、環境公社が先頭に立ち、区民、事業者と手を取り合いながら、環境、社会、経済などの分野で活躍し課題解決することで、「こころやすらぎ未来へはばたく笑顔のまち大田区」の実現に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）一般廃棄物の収集及び中継業務
- （2）資源循環に関する事業
- （3）環境保全に関する事業
- （4）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

III 経営方針

- ① 公の業務を担う役割を自覚し、受託事業を誠実に履行し、区民サービスの向上に努めます。
- ② 民間事業者として柔軟な発想による事業推進と効率的な事業運営に努めます。
- ③ 職員が誇りを持ち安心して働ける職場環境を整え、高い知識・技能を持った職員を育成します。

IV 事業一覧

重点項目

1 可燃ごみ収集業務

収集ごみ量に対応した適切かつ効率的な業務執行に努める

2 粗大ごみ申込受付業務

粗大ごみ受付収集システムの円滑かつ安定的な運用を図る

3 食品ロス削減に関する普及啓発等業務

区民等への普及啓発事業を通して食品ロス削減の推進を図る



田園調布本部



環境資源センター(京浜島)

1 可燃ごみの収集業務 ◀継続▶

(定款第4条第1項 一般廃棄物の収集及び中継業務)

重点項目1 収集ごみ量に対応した適切かつ効率的な業務執行に努める

(1) 公社は区の実施計画に基づき、収集計画を作成し、収集作業を行う。

(2) 区内の家庭等から、地域内の集積所に排出された可燃ごみを週6日(月曜日～土曜日)収集し、区が指定する清掃工場へ搬入する。



(3) 収集車及び運転手は、区と雇上会社との委託契約により派遣され、雇上会社から配車された収集車で集積所に排出された可燃ごみを収集する。

(4) 収集作業は、1台当たり1日6回(木曜日から土曜日は5回)行う。

(5) 収集時、集積所に可燃ごみ以外の不燃ごみや粗大ごみ等がある場合、警告シールを貼付し、集積所を所管する清掃事務所に報告する。その後の排出指導業務は清掃事務所業務となる。

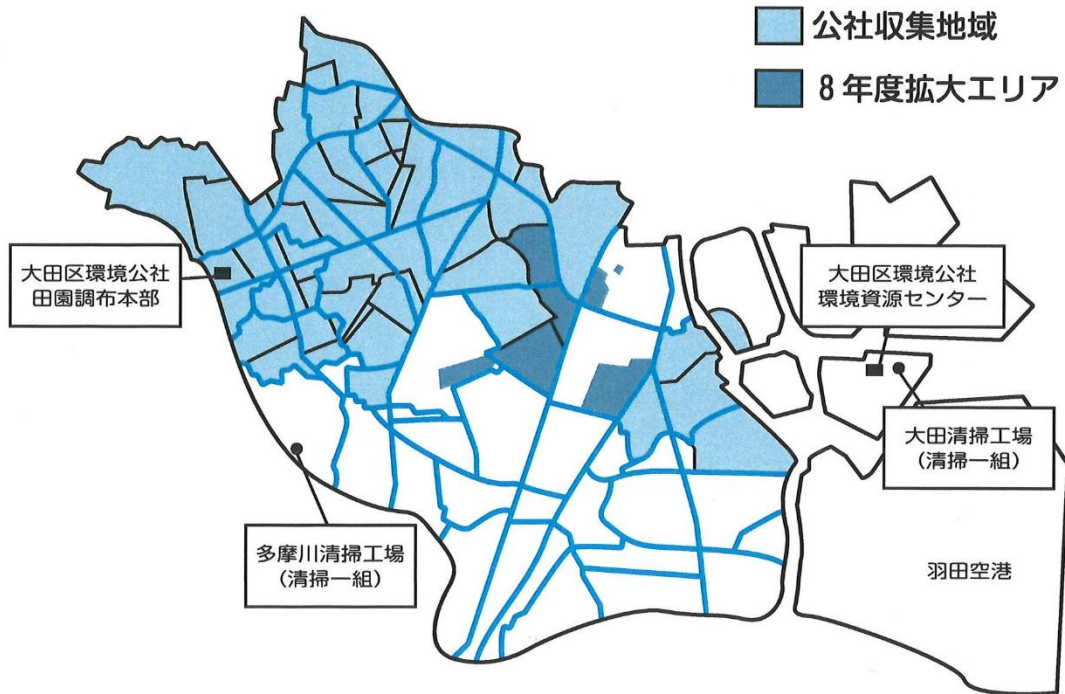
(6) 収集ごみ量の見込み

計画量 46,757 トン (日量 151 トン)



(7) 収集受託地域

大森清掃事務所及び蒲田清掃事務所管内のうち、下図青色の地域



令和8年度可燃ごみ収集受託地域

管轄清掃事務所	収集受託地域
大森清掃事務所	「池上一丁目」、「池上五丁目」、「池上六丁目」「大森北一丁目」、「大森北四丁目」、「大森北五丁目」、「大森中一丁目から三丁目」、「大森西三丁目」、「大森西五丁目及び六丁目」、「大森東一丁目から五丁目」、「大森本町二丁目」、「大森南一丁目から五丁目」、「北馬込一丁目及び二丁目」、「山王一丁目から四丁目」、「中央一丁目から八丁目」、「中馬込一丁目から三丁目」、「西馬込一丁目及び二丁目」、「東馬込一丁目及び二丁目」、「平和島五丁目」、「南馬込一丁目から六丁目」
蒲田清掃事務所 (調布地区)	「石川町一丁目及び二丁目」、「鶴の木一丁目から三丁目」、「上池台一丁目から五丁目」、「北千束一丁目から三丁目」、「北嶺町」、「久が原一丁目から六丁目」、「千鳥一丁目」、「千鳥二丁目(27番、36番及び38番から41番までを除く。）」、「田園調布一丁目から五丁目」、「田園調布本町」、「田園調布南」、「仲池上一丁目及び二丁目」、「西嶺町」、「東嶺町」、「東雪谷一丁目から五丁目」、「南久が原一丁目及び二丁目」、「南千束一丁目から三丁目」、「南雪谷一丁目から五丁目」、「雪谷大塚町」

2 粗大ごみ申込受付業務 ◀継続▶

(定款第4条第1・2項事業

一般廃棄物の収集及び中継業務・資源循環に関する事業)

重点項目2 粗大ごみ受付収集システムの円滑かつ安定的な運用を図る

(1) 粗大ごみ受付収集体制の整備

令和5年度から大田区環境公社が粗大ごみ申告受付業務を区から受託するにあたり、区民からの電話申告及び電話相談等を受けるコールセンター業務の拠点として「粗大ごみ受付センター」を設置した。また、「粗大ごみ受付収集システム」を導入して公社及び大田区各清掃事務所等において運用している。

このシステムを円滑に運用し、電話やインターネットによる申告、問合せや相談等に対し、適切に対応していく。



【 受付センターの様子 】

粗大ごみ受付センター 想定受付件数	約 419,000 件/年
	<内訳> 電話受付 約 145,000 件/年 インターネット受付 約 274,000 件/年

(2) タブレット端末の導入による収集状況のリアルタイム把握

令和5年4月から「粗大ごみ受付収集システム」(申告者宅の地図情報や写真データ等による粗大ごみの状況、現場の様子等の粗大ごみに関する情報を集約)をインストールしたタブレット端末を収集車に搭載し、収集結果をその場で入力している。このシステムにより現場、各清掃事務所及び粗大ごみ受付センターにおける収集状況の即時共有が可能になり、業務連絡、住民対応等に活用されているため、システムの安定的運用を図っていく。

3 粗大ごみ受入れ業務 ◀継続▶

(定款第4条第1項 一般廃棄物の収集及び中継業務)

粗大ごみの収集は、区民が粗大ごみ受付センターに申し込み、確定した収集日、場所に排出し、それを収集車が収集し、環境資源センター(京浜島)等の中継施設に搬入する。また、粗大ごみ受付センターに事前予約した区民が、自分の車両により環境資源センターに搬入する。

(1) 収集車両受入業務実施日時

収集車両により搬入される粗大ごみを下記のとおり受け入れる。

月曜～土曜日	午前8時～午後4時
--------	-----------

(2) 粗大ごみ自己持込受入業務実施日時

申込みにより区民自ら持ち込む粗大ごみを下記のとおり受け入れる。

月曜～土曜日	午後1時～午後4時	日曜日	午前9時～午後4時
--------	-----------	-----	-----------



【 環境資源センターにおける自己持込受入の様子 】

(3) 粗大ごみ受入れ計画量

収集地域	計画量
ア 大森清掃事務所管内収集分	1,505 トン (日量 4.9 トン)
イ 蒲田清掃事務所(調布地区)管内収集分	1,365 トン (日量 4.4 トン)
ウ 自己持込受入分 (環境資源センター)	[月～土曜] 6,870 件 [日曜] 15,300 件

4 粗大ごみの分別・積替え業務 ◀継続▶

(定款第4条第2項 資源循環に関する事業)

環境資源センターでは、粗大ごみ収集車両受入分及び粗大ごみ自己持込受入分について、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物等に分別しそれぞれ適正に処理する。

資源物等は、小型家電、金属類、プラスチック衣装ケース、羽毛布団、自転車等へ選別し、区が指定する中継車両に積替えをする。

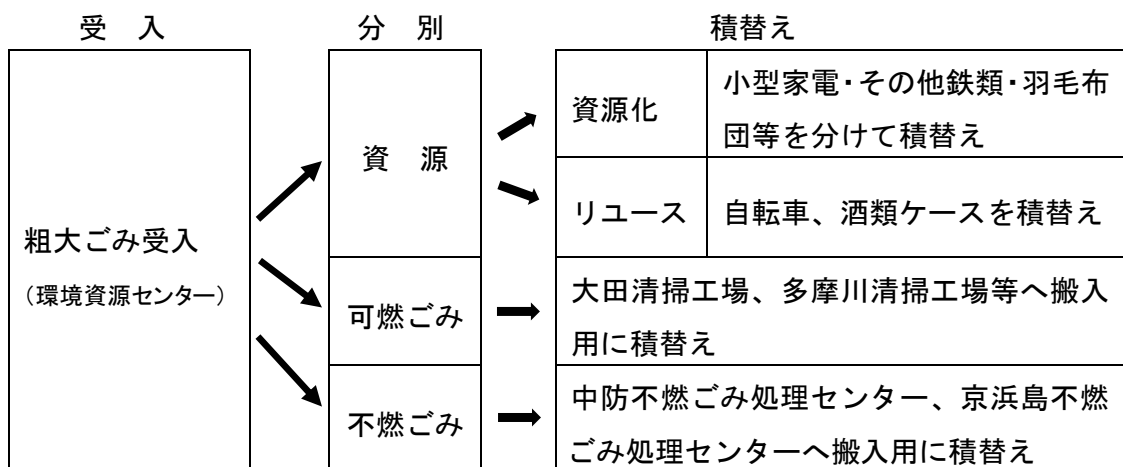
(1) 分別・積替え業務実施日時

月曜～土曜日	午前8時～午後4時
--------	-----------



(2) 粗大ごみの分別・積替えの流れ

粗大ごみの受入後、職員が手作業で資源・可燃・不燃に分別・積替えする。





【 可燃ごみ 】



【 不燃ごみ 】

(3) 資源化想定量

分類	想定量
小型家電	395 トン
その他鉄類	476 トン
プラスチック	49 トン
羽毛布団	1,991 枚
自転車	6,483 台



【 小型家電 】



【 プラスチック 】



【 羽毛布団 】



【 自転車 】

5 食品ロス削減に関する普及啓発等業務 ◀継続▶

(定款第4条第3項 環境保全に関する事業)

重点項目3 区民等への普及啓発事業を通して食品ロス削減の推進を図る

区民、区内事業者等を対象に食品ロス削減を目的とした普及啓発事業を行う。

(1) 区内小中学生及び区民を対象とした食品ロス削減に係る出前授業等の拡充

引続き、将来を担う区内小中学生を対象に、食品ロス削減について「知る」「考える」きっかけとなる出前授業を実施する。

また、区民等を対象にした食品ロス削減に関して、地域の要望に沿った出前講座やお祭りなどへ出展する形で啓発活動を実施し、引続き区のSDGs未来都市へ向けた普及啓発を促進する。



【北糺谷小学校の出前授業
児童によるワークショップ】

(2) 大田区食べきり応援団の管理業務

区が登録する「大田区食べきり応援団」の受付管理と普及啓発資材の制作・頒布、広報活動、登録事業者との連絡調整等の運營業務を行う。



【食べきり応援団啓発チラシ】

(3) 未利用食品の有効活用に関する支援業務

区内事業者から排出される未利用食品について、食品を必要としている区内の福祉団体等で有効活用するための広報活動、相談対応、社会福祉協議会等との連絡調整を行う。

(4) 食品ロス削減月間における普及啓発

「食品ロス削減に関する法律」にて制定された「食品ロス削減月間」における普及啓発資材の制作、関係団体への配布調整、広報活動等の業務を行う。



【食品ロス削減月間チラシ】

(5) 食品ロス削減事業に関する調査業務

区が「SDGs 未来都市」と「自治体 SDGs モデル事業」に選定されたことを踏まえ、令和4年度から受託している食ロス削減事業などを基本に、環境意識の更なる向上に向け取り組んで行く必要がある。そのため、区内で実施されるイベント等に参加し、食品ロス削減や環境問題の解決に向けた意識の醸成に繋がるよう啓発していく。その際、より効果的な啓発が行えるよう常に手法を調査・点検・見直し、啓発プログラムをアップデートしていく。また、啓発におけるパネル等の資材を更新し、最新の情報を使用して区民に啓発する。

今後も取組の輪を広げていくとともに、区民への行動変容を促進する取組みを加速させていく。

6 田園調布本部における窓口等業務 ◀継続▶

(定款第4条第4項 その他この法人の目的を達成するために必要な事業)

田園調布本部において、大田区清掃事務所が担う窓口業務の一部を行う。

令和4年度から調布清掃事務所は蒲田清掃事務所（大田区下丸子二丁目）に組織統合された。このため、調布地区にお住いの区民の利便性確保のため、窓口業務の一部を実施する。

(1) 場所

大田区環境公社 田園調布本部（田園調布本町 32-12）

大田区における施設名は、「調布清掃事業庁舎」となっている。

(2) 受付時間

月曜日から土曜日及び祝日の午前8時30分から午後4時まで
ただし、年末年始（12月31日～1月3日）を除く

(3) 業務内容

ア 防鳥用ネットの貸し出し

イ 集団回収実績報告書の取次ぎ

ウ 小型家電回収ボックスの設置等

エ その他大田区清掃事務所所管事務の問い合わせに対する取次ぎ



【 防鳥用ネット 】



【 小型家電回収ボックス 】

7 職員の健康の維持・増進に関する取り組み ◀継続▶

(定款第4条第4項 その他この法人の目的を達成するために必要な事業)

(1) 「おおた健康経営事業所」及び協会けんぽ「健康企業宣言®」

令和5年度にブロンズランクに認定された「おおた健康経営事業所」について、令和8年度からシルバーランクに認定され、また、令和5年度に実施した全国健康保険協会（協会けんぽ）東京都支部の「健康企業宣言®」を更新したことを踏まえ、令和8年度は以下の取り組みについて推進する。

- ア 定期健康診断及びストレスチェックの受診率100%を目指す 【継続】
- イ 産業医・職員の主治医等との連携を強化し、適切に職員の健康状態の把握に努めるとともに、必要な対策の検討を行う 【継続】
- ウ 施設内掲示板において各種資料を掲示する 【継続】
- エ 職員研修の一環として健康講座を実施する 【継続】
- オ 健康機器の増設を検討する 【継続】



【おおた健康経営事業所認定証】



【協会けんぽ「健康企業宣言®」宣言の証】

(2) 職員安全衛生管理体制の整備

令和5年度に田園調布本部、環境資源センター、それぞれの事業所における安全衛生委員会を設置し、毎月開催してきた。また、令和6年度には労働安全衛生法等に基づく取り組みのさらなる充実を目指し、公社として職員安全衛生管理規程を制定し、労働災害再発防止専門部会を開催するとともに、夏期の熱中症対策を大幅に強化するなど安全管理体制を推進してきた。令和7年度には空調服を導入するなど、熱中症対策を更に強化するとともに、労働災害防止のため、安全パトロールを試行し、安全作業の推進を図ってきた。令和8年度には、安全パトロール班を両事業所に設置の上、継続し、公社としての組織的な取り組みを推進していく。

V 経費内訳

定款第4条に定める事業に要する経費は、下表のとおりです。

項目	定款	金額 (千円)
(1) 可燃ごみ収集業務	第4条 第1項	248,674
(2) 粗大ごみ申告受付準備業務 (3) 粗大ごみ自己持込受入業務及び中継業務 (4) 資源循環に関する業務	第4条 第1・2項	(1)に含む
(5) 食品ロス削減に関する普及啓発等業務	第4条 第3項	1,350
(6) 田園調布本部における窓口等業務	第4条 第4項	(1)に含む
(7) 上記を達成するために必要な人件費		889,084